

被告人の経済状態では支払うことが難しくなっていることや、被害者に被告人の障害と事件について十分に説明をしても理解が得られないことがあると考えられる。本調査でも 40%近くの回答者は、示談が成立した場合はなかったとしていることからもこのような事情が存在している可能性は否めない。

表3：知的障害を有する被疑者・被告人の刑事弁護方針

	重視しなかった	やや重視した	非常に重視した	無回答	合計
① 精神鑑定を求めること	61 (43.6)	33 (23.6)	27 (19.3)	19 (13.6)	140 (100)
② 家族に情状証人として証言してもらうこと	46 (32.9)	35 (25.0)	34 (24.3)	25 (17.9)	140 (100)
③ 接見その他より、知的能力の程度を明らかにすること	53 (37.9)	38 (27.1)	25 (17.9)	24 (17.1)	140 (100)
④ 本人が過去5年間に受けた福祉サービスやその他の社会資源を調査すること	47 (33.6)	39 (27.9)	30 (21.4)	24 (17.1)	140 (100)
⑤ 本人にとって必要な福祉サービスやその他の社会資源を指摘すること	33 (23.6)	27 (19.3)	60 (42.9)	20 (14.3)	140 (100)
⑥ 情状証拠として、福祉的な更生計画を提示すること	38 (27.1)	35 (25.0)	45 (32.1)	22 (15.7)	140 (100)
⑦ 釈放後の福祉サービスや医療その他の社会資源(生計や居場所の確保、経済的保障含む)を確保し、つなげること	28 (20.0)	32 (22.9)	60 (42.9)	20 (14.3)	140 (100)
⑧ 他の弁護士に相談すること	80 (57.1)	26 (18.6)	7 (5.0)	27 (19.3)	140 (100)
⑨ 知的障害であることなどの情状を訴えて示談交渉をすること	85 (60.7)	19 (13.6)	10 (7.1)	26 (18.6)	140 (100)

※（ ）内は各項目の構成比である。

表4 知的障害であることなどの情状を訴えて示談交渉をすることと 示談の成立状況 のクロス表

		示談の成立状況				合計
		成立した場合が多くかった	成立した場合は少なかった	成立した場合はなかった	非該当（被害が生じた例はなかった）	
⑨ 知的障害であることなどの情状を訴えて示談交渉をすること	重視しなかった	度数 23	8	37	13	81 .7
		総和の % .2	.1	.3	.1	
		調整済み残差 -2.7	-1.1	2.6	1.2	
	やや重視した	度数 11	2	4	1	18 .2
		総和の % .1	.0	.0	.0	
		調整済み残差 2.5	-.1	-1.6	-1.1	
	非常に重視した	度数 5	3	1	1	10 .1
		総和の % .0	.0	.0	.0	
		調整済み残差 1.0	1.9	-1.9	-.4	
合計		度数 39	13	42	15	109 1.0
		総和の % .4	.1	.4	.1	

※無回答を除く

3.1.3. 知的障害と裁判の結果

犯情や一般情状の立証については、76名（54.3%）の回答者が立証の困難性に影響はなかったとしており、困難な場合が多かったとするのは31名（22.1%）であった。むしろ、立証が困難なのではなく、知的障害であることを軸にして立証したという回答もあった。ただし、立証しない場合が多かったという回答者が10名（7.1%）いたことには留意しなければならない。また、裁判の結果に対する評価について記したところ、回答者のうち、より軽い刑になったと回答したのは55名（39.3%）で、50名（35.7%）は影響がない場合が多かったと回答している。

回答者が担当したケースのうち実刑になった件数をたずねた結果を「0件」「1件」「2件以上」と分類した。また、そのうち引受人や示談の成立などにより実刑を回避できた件数を回避できたケースの有無に分類した。その結果、実刑になった件数を「1件」を回答したのは39名（52.0%）でそのうち引受人や示談により実刑を回避できたケースがあったとするのは2名（2.7%）で、実刑であった件数を「2件」としたのは18名（24.0%）でそのうち回避できたケースがあったとするのは5名（6.7%）であった。回答者は、知的障害を有

する被疑者・被告人の場合、引受人や示談が成立していたとしても、実刑を回避できないと考えている傾向がある。

そして、実刑件数の分類と、示談の成否及び犯情の立証の関連性をみた。その結果、犯情や一般情状を立証したことと実刑件数の分類との関連性は見いだせなかつた ($\chi^2 (4) = 1.8$ 、n. s.)。しかし、示談の成立状況では関連性が見られた ($\chi^2 (6) = 18.0$ 、 $p < .01$)。実刑であった件数を「0 件」とした回答者は、「示談が成立した場合が多い」、「非該当」を多く選択しており、「1 件」とした回答者は、「成立した場合が多い」、「成立した場合はなかつた」を選択しており、「2 件以上」とした回答者は、「成立した場合が少ない」、「成立した場合はなかつた」と多く選択していた。つまり、前述の回答者が想定していることとは異なり、示談が成立している場合には実刑を回避できる可能性はあることがわかる。

表5 障害実刑分類 と 示談の成立状況 のクロス表

		示談の成立状況				合計	
		成立した場合が多くかった	成立した場合は少なかった	成立した場合はなかつた	非該当（被害が生じた例はなかつた）		
障害実刑分類	0件	度数	15	3	14	39	
		総和の %	15.8%	3.2%	14.7%	41.1%	
		調整済み残差	1.0	-2.0	-.5	1.6	
	1件	度数	15	5	15	38	
		総和の %	15.8%	5.3%	15.8%	40.0%	
		調整済み残差	1.2	-.8	.1	-.9	
	2件以上	度数	1	8	8	18	
		総和の %	1.1%	8.4%	8.4%	18.9%	
		調整済み残差	-2.7	3.5	.5	-.9	
合計		度数	31	16	37	95	
		総和の %	32.6%	16.8%	38.9%	11.6%	
						100.0%	

さらに、実刑件数の分類と弁護方針の関連性をみたところ、「精神鑑定を求める」と「他の弁護士に相談すること」の2つで関連性がみられた。「精神鑑定を求める」 ($\chi^2 (4) = 11.5$ 、 $p < .05m$) では、「0 件」とした回答者は「重視しなかつた」を多く選択し、「1 件」とした回答者は「非常に重視した」やや多く選択し、「2 件以上」とした回答者は「やや重視した」を多く選択していた。「他の弁護士に相談すること」 ($\chi^2 (4) = 9.7$ 、 $p < .05m$) では、「0 件」とした回答者は「重視しなかつた」を多く選択し、「1 件」とした回答者は「重視しなかつた・非常に重視した」をやや多く選択し、「2 件以上」とした回答者は「やや重視した・非常に重視した」を多く選択していた。

「本人にとって必要な福祉サービスやその他の社会資源を指摘 すること」 ($\chi^2 (4) = 2.3$ 、n. s.) や「情状証拠として、福祉的な更生計画を提示すること」 ($\chi^2 (4) = 2.4$ 、n. s.) の弁護方針は、実刑の件数分類とは関連性がなかつた。

表6 実刑分類と弁護方針 クロス表

		① 精神鑑定を求めるこ			合計	
		重視しなかった	やや重視した	非常に重視した		
障害実刑分類	0件	度数 総和の % 調整済み残差	26 28.6% 2.4	5 5.5% -2.1	6 6.6% -.7	37 40.7%
	1件	度数 総和の % 調整済み残差	19 20.9% -.6	9 9.9% -.2	9 9.9% .9	37 40.7%
	2件以上	度数 総和の % 調整済み残差	5 5.5% -2.3	9 9.9% 2.9	3 3.3% -.2	17 18.7%
合計		度数 総和の %	50 54.9%	23 25.3%	18 19.8%	91 100.0%

		⑥ 他の弁護士に相談すること			合計	
		重視しなかった	やや重視した	非常に重視した		
障害実刑分類	0件	度数 総和の % 調整済み残差	29 34.1% 1.9	6 7.1% -1.2	0 .0% -1.7	35 41.2%
	1件	度数 総和の % 調整済み残差	25 29.4% .3	7 8.2% -.5	2 2.4% .4	34 40.0%
	2件以上	度数 総和の % 調整済み残差	7 8.2% -2.8	7 8.2% 2.1	2 2.4% 1.6	16 18.8%
合計		度数 総和の %	61 71.8%	20 23.5%	4 4.7%	85 100.0%

		⑤ 本人にとって必要な福祉サービスやその他の社会資源を指摘すること			合計	
		重視しなかった	やや重視した	非常に重視した		
障害実刑分類	0件	度数 総和の % 調整済み残差	8 9.0% -1.3	7 7.9% -.3	22 24.7% 1.4	37 41.6%
	1件	度数 総和の % 調整済み残差	13 14.6% 1.0	8 9.0% .3	16 18.0% -1.2	37 41.6%
	2件以上	度数 総和の % 調整済み残差	5 5.6% .4	3 3.4% .0	7 7.9% -.3	15 16.9%
合計		度数 総和の %	26 29.2%	18 20.2%	45 50.6%	89 100.0%

		⑥ 情状証拠として、福祉的な更生計画を提示すること			合計	
		重視しなかった	やや重視した	非常に重視した		
障害実刑分類	0件	度数 総和の % 調整済み残差	9 10.1% -1.3	10 11.2% -.1	17 19.1% 1.3	36 40.4%
	1件	度数 総和の % 調整済み残差	13 14.6% .4	11 12.4% .3	13 14.6% -.7	37 41.6%
	2件以上	度数 総和の % 調整済み残差	7 7.9% 1.1	4 4.5% -.3	5 5.6% -.7	16 18.0%
合計		度数 総和の %	29 32.6%	25 28.1%	35 39.3%	89 100.0%

各回答者が過去1年間に担当したケースが、どのような罪種であったのか、どのような環境や特性を持った被疑者・被告人であったのか等さまざまな要因が関連していることは想像に難くない。しかしけれども、回答者の実刑回避の判断とは異なり、示談の成立が実刑を回避する有効な手段であることには変わりないことが示された。また、課題としては、多くの回答者が弁護方針としている福祉的支援等の主張は依然として、実刑回避とは関連がないことが明らかになった。

3.2. 触法高齢者の刑事弁護

弁護経験の有無では、379名のうち国選と私選を含めて高齢者の弁護を担当したことがあるという弁護士は207名（54.6%）であった。障害者の弁護とは異なり、所属委員会と高齢者の弁護経験の関連性はみられなかった ($\chi^2(3)=4.40$, n. s.)。当然のことながら、高齢者であるかどうかは年齢や生年月日等から明らかに判別できることであり、高齢者であるかどうかに気付くかという問題は存在しないし、委員会の種別によらずその弁護を引き受けていると思われる。

3.2.1. 高齢被疑者・被告人の状況

高齢被疑者・被告人には、引受人となる家族や親族はいなかつたかどうかをきいている。その結果、引受人となる家族や親族がいたと回答したのは64名（32.5%）で、反対に、引受人となる家族や親族がいなかつた場合が多かったと回答したのは133名（67.5%）であった。次に、帰る場所（住居）があつたのかをきいている。その結果、帰る場所（住居）があつた場合が多かったと回答したのは99名（50.3%）で、反対に、ない場合が多かったと回答したのは98名（49.7%）であった。この2つの質問内容は相互に関連しているが、家族や親族がいて帰る場所（住居）がある場合が多かったとしたのは59名（29.9%）だけであり、家族や親族がおらず帰る場所（住居）がない場合が多かったとしたのは93名（47.2%）である。

表7 家族親族有無と帰る場所がないのクロス表

家族親族有無	家族親族は いた	帰る場所がない		合計
		帰る住居・場所が あつた	帰る住居・場所は なかつた	
家族親族は いなかつた	度数	59	5	64
	総和の %	29.9%	2.5%	32.5%
	調整済み残差	8.2	-8.2	
家族親族は いなかつた	度数	40	93	133
	総和の %	20.3%	47.2%	67.5%
	調整済み残差	-8.2	8.2	
合計	度数	99	98	197
	総和の %	50.3%	49.7%	100.0%

そして、その後の生活設計を立てていたかどうかをきいてみると、生活設計を立てていた被疑者・被告人がいたと回答したのが116名（56.1%）、生活設計を立てていたが実現可能性が低いものであったと回答したのが87名（42.0%）、生活設計を立てていなかつた（立てられなかつた）と回答した83名（40.1%）、わからないと回答したのが23名（11.1%）であった。つまり、4割近くの回答者が生活設計をうまく立てられていない被疑者・被告人を担当したことがあるとしている。では、生活設計を立てていたという被疑者・被告人はどのような設計を立てていたのであろうか。回答者が最もよくあると選択したのは、「年金だけで生活設計を立てる」72名（52.6%）で、次いで選択したのは、「年金と生活保護」と「家族の世話になる」（ともに61名、44.5%）であった。

3.2.2. 高齢被疑者・被告人の特徴

回答者からみた高齢被疑者・被告人の特徴について、12項目についてきいている。ほとんどの項目でそのような経験や感想はないとする回答者が約8割を占めていた。しかし、「① 数日前の会話の内容を忘れていた」(61名、29.5%)、「② 被害妄想や嫉妬妄想があった」(58名、28.0%)、「⑦ 不安全感や焦燥感が強かった」(63名、30.4%)、「⑨ 同じことを何度も言ったり聞いたりした」(100名、48.3%)、「⑫ 傲慢さや頑固さが強かった」(100名、48.3%)の5項目では、担当した際の経験や感想が「ややある」「非常にある」とする回答者が多かった。

表9：高齢被疑者・被告人の特徴

	なし	ややあり	非常にあり	無回答	合計
① 数日前の会話の内容を忘れていた	132 (63.8)	48 (23.2)	13 (6.3)	14 (6.8)	207 (100)
② 被害妄想や嫉妬妄想があった	135 (65.2)	41 (19.8)	17 (8.2)	14 (6.8)	207 (100)
③ 今いる場所やその日の日付が分からぬ	177 (85.5)	9 (4.3)	2 (1.0)	19 (9.2)	207 (100)
④ 被疑事実について思い出せなかつた	151 (72.9)	33 (15.9)	6 (2.9)	17 (8.2)	207 (100)
⑤ 何もしたくない等の抑うつ状態が継続していた	163 (78.7)	22 (10.6)	4 (1.9)	18 (8.7)	207 (100)
⑥ 季節にあつた服装をしていなかつた	167 (80.7)	16 (7.7)	6 (2.9)	18 (8.7)	207 (100)
⑦ 不安全感や焦燥感が強かつた	130 (62.8)	50 (24.2)	13 (6.3)	14 (6.8)	207 (100)
⑧ 会話の途中で言いたいことを忘れてしまつた	156 (46.9)	29 (35.3)	5 (13.0)	17 (4.8)	207 (100)
⑨ 同じことを何度も言つたり聞いたりした	97 (46.9)	73 (35.3)	27 (13.0)	10 (4.8)	207 (100)
⑩ 些細なことで怒り出してしまい、暴力的になつた	155 (74.9)	29 (14.0)	6 (2.9)	17 (8.2)	207 (100)
⑪ 住所や電話番号が分からなかつた	158 (76.3)	28 (13.5)	4 (1.9)	17 (8.2)	207 (100)
⑫ 傲慢さや頑固さが強かつた	95 (45.9)	77 (37.2)	23 (11.1)	12 (5.8)	207 (100)

3.2.3. 高齢被疑者・被告人の弁護方針

回答者が重視した方針としては、「家族に情状証人として証言してもらうこと」(123名、64.2%)、「釈放後の福祉サービスや医療その他の社会資源(生計や居場所の確保、経済的保障含む)を確保し、つなげること」(114名、55.1%)、「本人にとって必要な福祉サービスやその他の社会資源を指摘すること」(102名、49.3%)が多く選択されていた。

しかし、逆に、重視しなかつた項目として、「精神鑑定を求めるこつ」(166名、80.2%)、「接見その他より、認知能力等の程度を明らかにすること」(137名、66.2%)が多く選択されていたほかに、「本人が過去5年間に受けている福祉サービスやその他の社会資源を調査すること」(128名、61.8%)、「情状証拠として、福祉的な更生計画を提示すること」(103名、49.8%)も多く選択されていた。

また、示談の成立状況をみると、「成立した場合はなかつた」と回答した者が70名(33.8%)で、「成立した場合が多かつた」44名(21.3%)、「成立した場合が少なかつた」54名(26.1%)と、示談がなかなか成立しないことが伺える。さらに、示談が成立と家族親族の状況をみると、示談が成立状況と家族親族の有無は関連がみられた($\chi^2=18.7$, $p<.01$)。つまり、示談が成立した場合が多かつたとする回答者は被疑者・被告人に引受人となる家族親族がいたと回答する者が多く、成立した場合が少なかつたあるいは成立しなかつたとする回答

者は家族親族がいなかったと回答している。

表9：高齢被疑者・被告人の刑事弁護方針

	重視しなかった	やや重視した	非常に重視した	無回答	合計
① 精神鑑定を求めること	166 (80.2)	19 (9.2)	2 (1.0)	20 (9.7)	207 (100.0)
② 家族に情状証人として証言してもらうこと	56 (27.1)	69 (33.3)	64 (30.9)	18 (8.7)	207 (100.0)
③ 接見その他より、認知能力等の程度を明らかにすること	137 (66.2)	39 (18.8)	11 (5.3)	20 (9.7)	207 (100.0)
④ 本人が過去5年間に受けている福祉サービスやその他の社会資源を調査すること	128 (61.8)	42 (20.3)	15 (7.2)	22 (10.6)	207 (100.0)
⑤ 本人にとって必要な福祉サービスやその他の社会資源を指摘すること	87 (42.0)	59 (28.5)	43 (20.8)	18 (8.7)	207 (100.0)
⑥ 情状証拠として、福的的な更生計画を提示すること	103 (49.8)	51 (24.6)	33 (15.9)	20 (9.7)	207 (100.0)
⑦ 駐放後の福祉サービスや医療その他の社会資源（生計や居場所の確保、経済的保障含む）を確保し、つなげること	77 (37.2)	52 (25.1)	62 (30.0)	16 (7.7)	207 (100.0)

表10 家族親族有無と示談の成立状況のクロス表

		示談の成立状況				合計
		成立した場合 が多かった	成立した場合 は少なかった	成立した場合 はなかった	非該当（被害が生じた 例はなかった）	
家族親族有無	家族親族はいた	22 総和の % 11.3%	7 3.6%	20 10.3%	14 7.2%	63 32.3%
	調整済み残差	3.0	-3.4	-.8	1.8	
	家族親族はいなかつた	21 総和の % 10.8%	45 23.1%	50 25.6%	16 8.2%	132 67.7%
	調整済み残差	-3.0	3.4	.8	-1.8	
合計	度数	43	52	70	30	195
	総和の %	22.1%	26.7%	35.9%	15.4%	100.0%

3.2.4. 高齢者であることと裁判結果

高齢者の弁護を担当したと回答した者のうち、148名（71.5%）が「高齢であったものの、立証の困難性に影響はない場合が多かった」と回答しており、高齢者の犯情や一般情状を立証することは困難ではないとするものが大半を占める。

裁判結果に対する評価は、「高齢であることを主張（強調）したことによって、より軽い刑になる場合が多かった」とした回答者が77名（37.2%）で、「高齢であることを主張（強調）したことは影響がない場合が多かった」とした回答者は100名（48.3%）であった。

また、裁判の結果、実刑であった件数と、そのうち引受人や示談の成立があれば実刑を回避できた件数をきいている。1件以上の実刑の件数を回答した回答者は109名（53.1%）で、そのうち引受人や示談などで実刑を回避できた件数を回答した回答者は20名（9.2%）であった。

高齢被疑者・被告人の場合、示談の成否や犯情等の立証は裁判の結果に影響を与えたのであろうか。回答者が担当したケースの実刑の件数をたずねた結果を「0件」「1件」「2件以上」と分類し、示談の成立状況、裁判結果への評価、家族の有無、帰る場所の有無との関連性をみた。その結果、示談の成立状況 ($\chi^2(6) = 12.4$ 、n.s.)、犯情・一般情状の立証 ($\chi^2(4) = 4.4$ 、n.s.)、裁判結果に対する評価 ($\chi^2(4) = 4.2$ 、n.s.) と実刑件数の関連性はみられなかった。しかし、引受人となる家族・親族がいなかったかどうかと、帰る場所（住居）がなかったかどうかと実刑件数には関連性が見られた。まず、引受人となる家族・親族がいなかったかどうか ($\chi^2(4) = 21.0$ 、 $p < .01$) では、実刑件数を「0件」としていた回答者は、なしを多く選択し、実刑件数を「1件」としていた回答者は、「な

し」と「非常にあり」をやや多く選択し、実刑件数を「2件以上」としていた回答者は、「ややあり」「非常にあり」を多く選択していた。次に、帰る場所（住居）がなかったかどうか（ $\chi^2(4) = 43.0$ 、 $p < .01$ ）では、実刑件数を「0件」としていた回答者は、なしを多く選択し、実刑件数を「1件」としていた回答者は、「ややあり」と「非常にあり」を多く選択し、実刑件数を「2件以上」としていた回答者は、「ややあり」「非常にあり」を多く選択していた。つまり、高齢被疑者・被告人が実刑を回避することと関連性があるのは、引受人となる家族がいることと帰る場所（住居）があることとなる。

表11 実刑分類と家族・親族有無 のクロス表

		家族親族有無		合計
		家族親族はいた	家族親族はいなかった	
高齢実刑分類	0件	度数	29	65
		総和の %	16.6%	37.1%
		調整済み残差	2.9	-2.9
	1件	度数	25	75
		総和の %	14.3%	42.9%
		調整済み残差	.5	-.5
	2件以上	度数	1	35
		総和の %	0.6%	20.0%
		調整済み残差	-4.1	4.1
合計	度数	55	120	175
	総和の %	31.4%	68.6%	100.0%

表12 高齢実刑分類 と 帰る場所がない のクロス表

		帰る場所		合計
		帰る住居・場所があった	帰る住居・場所はなかった	
高齢実刑分類	0件	度数	50	65
		総和の %	28.9%	37.6%
		調整済み残差	5.4	-5.4
	1件	度数	34	74
		総和の %	19.7%	42.8%
		調整済み残差	-1.0	1.0
	2件以上	度数	3	34
		総和の %	1.7%	19.7%
		調整済み残差	-5.4	5.4
合計	度数	87	86	173
	総和の %	50.3%	49.7%	100.0%

さらに、実刑件数の分類と弁護方針の関連性をみた。その結果、「精神鑑定を求めるこ」（ $\chi^2(4) = 6.6$ 、n.s.）と「接見その他より、認知能力等の程度を明らかにすること」（ $\chi^2(4) = 1.5$ 、n.s.）の2つでは関連性がみられなかったが、それ以外の弁護方針とは関連性が見られた。

まず「家族に情状証人として証言してもらうこと」（ $\chi^2(4) = 15.0$ 、 $p < .01$ ）では、実刑件数を「0件」としていた回答者は、「非常に重視した」を多く選択し、実刑件数を「1件」としていた回答者は、「重視しなかった」を多く選択し、実刑件数を「2件以上」としていた回答者は、「やや重視した」を多く選択していた。つまり、実刑ではなかったケースでは、家族が情状証人として証言することが重要となっていることが伺える。

しかし、以下のいわゆる福祉的支援や更生計画は実刑ではなかったケースでは重視されていないことがわかる。

「本人が過去5年間に受けている福祉サービスやその他の社会資源を調査すること」（ χ

$\chi^2(4) = 12.0$, $p < .05$) では、実刑件数を「0件」としていた回答者は、「重視しなかった」をやや多く選択し、実刑件数を「1件」としていた回答者も、「重視しなかった」をやや多く選択し、実刑件数を「2件以上」としていた回答者は、「やや重視した」「非常に重視した」を多く選択していた。「本人にとって必要な福祉サービスやその他の社会資源を指摘すること」($\chi^2(4) = 14.3$, $p < .01$) では、実刑件数を「0件」としていた回答者は、「重視しなかった」を多く選択し、実刑件数を「1件」としていた回答者も、「重視しなかった」と「非常に重視した」をやや多く選択し、実刑件数を「2件以上」としていた回答者は、「やや重視した」を多く選択していた。「情状証拠として、福祉的な更生計画を提示すること」($\chi^2(4) = 15.9$, $p < .01$) では、実刑件数を「0件」としていた回答者は、「重視しなかった」を多く選択し、実刑件数を「1件」としていた回答者は、「非常に重視した」をやや多く選択し、実刑件数を「2件以上」としていた回答者は、「やや重視した」を多く選択していた。

「釈放後の福祉サービスや医療その他の社会資源（生計や居場所の確保、経済的保障含む）を確保し、つなげること」($\chi^2(4) = 9.9$, $p < .05$) では、実刑件数を「0件」としていた回答者は、「重視しなかった」をやや多く選択し、実刑件数を「1件」としていた回答者は、「やや重視した」をやや多く選択し、実刑件数を「2件以上」としていた回答者は、「やや重視した」「非常に重視した」をやや多く選択していた。

表13 実刑分類と弁護方針のクロス表

		② 家族に情状証人として証言してもらうこと				合計	
		重視しなかった	やや重視した	非常に重視した	無回答		
高齢実刑分類	0件	度数	14	22	32	69	
		総和の %	7.8%	12.3%	17.9%	.6%	
		調整済み残差	-1.8	-.9	3.6	-1.9	
	1件	度数	27	24	17	75	
		総和の %	15.1%	13.4%	9.5%	3.9%	
		調整済み残差	2.0	-.9	-2.0	1.9	
	2件以上	度数	9	18	6	35	
		総和の %	5.0%	10.1%	3.4%	1.1%	
		調整済み残差	-.3	2.2	-1.9	.0	
合計		度数	50	64	55	179	
		総和の %	27.9%	35.8%	30.7%	5.6%	

		④ 本人が過去5年間に受けている福祉サービスやその他の社会資源を調査すること				合計	
		重視しなかった	やや重視した	非常に重視した	無回答		
高齢実刑分類	0件	度数	49	14	4	69	
		総和の %	27.4%	7.8%	2.2%	38.5%	
		調整済み残差	1.6	-.2	-.4	-2.1	
	1件	度数	50	11	3	75	
		総和の %	27.9%	6.1%	1.7%	41.9%	
		調整済み残差	.7	-1.8	-1.2	2.6	
	2件以上	度数	15	13	5	35	
		総和の %	8.4%	7.3%	2.8%	1.1%	
		調整済み残差	-2.9	2.6	2.0	-.6	
合計		度数	114	38	12	179	
		総和の %	63.7%	21.2%	6.7%	8.4%	

		⑤ 本人にとって必要な福祉サービスやその他の社会資源を指摘すること				合計	
		重視しなかった	やや重視した	非常に重視した	無回答		
高齢実刑分類	0件	度数	38	15	14	2	69
		総和の %	21.2%	8.4%	7.8%	1.1%	38.5%
		調整済み残差	2.6	-1.6	-.5	-1.4	
1件		度数	32	18	17	8	75
		総和の %	17.9%	10.1%	9.5%	4.5%	41.9%
		調整済み残差	-.1	-1.1	.1	2.1	
2件以上		度数	7	18	9	1	35
		総和の %	3.9%	10.1%	5.0%	.6%	19.6%
		調整済み残差	-3.1	3.4	.5	-.9	
合計		度数	77	51	40	11	179
		総和の %	43.0%	28.5%	22.3%	6.1%	100.0%

		⑥ 情状証拠として、福祉的な更生計画を提示すること				合計	
		重視しなかった	やや重視した	非常に重視した	無回答		
高齢実刑分類	0件	度数	46	11	9	3	69
		総和の %	25.7%	6.1%	5.0%	1.7%	38.5%
		調整済み残差	3.5	-2.2	-.1	-1.4	
1件		度数	34	18	14	9	75
		総和の %	19.0%	10.1%	7.8%	5.0%	41.9%
		調整済み残差	-.1	-.3	.6	1.8	
2件以上		度数	10	16	7	2	35
		総和の %	5.6%	8.9%	3.9%	1.1%	19.6%
		調整済み残差	-2.9	3.1	.6	-.5	
合計		度数	90	45	30	14	179
		総和の %	50.3%	25.1%	16.8%	7.8%	100.0%

		⑦ 釈放後の福祉サービスや医療その他の社会資源（生計や居場所の確保、経済的保障含む）を確保し、つなげること				合計	
		重視しなかった	やや重視した	非常に重視した	無回答		
高齢実刑分類	0件	度数	32	11	24	2	69
		総和の %	17.9%	6.1%	13.4%	1.1%	38.5%
		調整済み残差	1.7	-2.1	.9	-1.4	
1件		度数	29	20	17	9	75
		総和の %	16.2%	11.2%	9.5%	5.0%	41.9%
		調整済み残差	.0	.6	-2.0	2.8	
2件以上		度数	8	13	14	0	35
		総和の %	4.5%	7.3%	7.8%	.0%	19.6%
		調整済み残差	-2.1	1.9	1.3	-1.7	
合計		度数	69	44	55	11	179
		総和の %	38.5%	24.6%	30.7%	6.1%	100.0%

3.3. 知的障害又は高齢被疑者・被告人に関する刑事弁護に関する認識

本節では、過去 1 年間に知的障害を有する被疑者・被告人、あるいは高齢被疑者・被告人の刑事弁護を担当したことがあるかどうかについて回答者を分類して検討をした。過去 1 年間に知的障害を有する被疑者・被告人及び高齢被疑者・被告人の刑事弁護を担当したことがあるとした回答者は 88 名 (23.2%)、知的障害を有する被疑者・被告人の刑事弁護だけを担当したことがあるとした回答者は 52 名 (13.7%)、過去 1 年間に高齢被疑者・被告人の刑事弁護だけを担当したことがあるとした回答者は 119 名 (31.4%)、過去 1 年間にいずれの刑事弁護も担当したことがないとした回答者は 120 名 (31.7%) であった。

3.3.1. 知的障害を有する被疑者・被告人の刑事弁護

国選で知的障害を有する被疑者・被告人の弁護を担当したいか否かをきいたところ、38 名 (10%) の回答者が「ぜひ担当したい」「どちらかといえば担当したい」と回答しており、176 名 (46.4%) の回答者が「担当してもいい」と回答している。一方で、「どちらかといえば担当したくない」「担当したくない」と回答したのは、87 名 (22.9%) であった。

国選で弁護を担当したいか否かとこれまでの担当経験の有無との関連性をみた。その結果、国選での障害者の弁護担当の希望の程度と担当経験の有無に関連性は見られた ($\chi^2 (9) = 20.9$ 、 $p < .05$)。つまり、これまでに障害者・高齢者の両方の弁護を経験したことがある回答者は「担当したい」と多く、障害者だけは「担当したい」「担当してもよい」とやや多く、高齢者だけでは「どちらともいえない」「担当したくない」がやや多く、障害者・高齢者の両方の弁護を経験したことがない回答者は「担当したくない」と多く回答していた。

表14 高齢障害弁護と国選で知的障害を有する被疑者・被告人の担当のクロス表

			国選で知的障害を有する被疑者・被告人の担当						合計	
			ぜひ担当したい	どちらかといえば担当したい	担当してもよい	どちらともいえない	どちらかといえば担当したくない	担当したくない		
高齢障害弁護	障害・高齢	度数	12	6	39	17	11	3	88	
		総和の %	3.2%	1.6%	10.4%	4.5%	2.9%	0.8%	23.5%	
		調整済み残差	4.2	.9	-.6	-.1	-1.4	-1.0		
	障害のみ	度数	3	3	28	10	8	0	52	
		総和の %	0.6%	0.8%	7.5%	2.7%	2.1%	0.0%	13.9%	
		調整済み残差	.2	.2	1.1	-.1	-.5	-1.9		
	高齢のみ	度数	3	4	52	27	25	6	117	
		総和の %	0.8%	1.1%	13.9%	7.2%	6.7%	1.6%	31.2%	
		調整済み残差	-1.5	-1.0	-.7	1.1	1.3	-.3		
	障害・高齢なし	度数	1	6	57	20	22	12	118	
		総和の %	0.3%	1.6%	15.2%	5.3%	5.9%	3.2%	31.5%	
		調整済み残差	-2.5	.0	.4	-.9	.4	2.6		
合計			19	19	176	74	66	21	375	
			総和の %	5.1%	5.1%	46.9%	19.7%	17.6%	5.6%	100.0%

「担当したくない」と回答した者にその理由をきいたところ、多く挙げられていたのが、「専門的知識がないから」(41名、48.8%)と「手間がかかるから」(58名、69.0%)であった。これらの理由とこれまでの弁護経験の関連性をみると、「手間がかかるから」では関連性が見られなかつたが ($\chi^2 (3) = 5.6$ 、n.s.)、「専門的知識がないから」のほうでは関連性が見られ ($\chi^2 (3) = 18.8$ 、 $p < .01m$)、高齢者の弁護だけを経験した回答者あるいは障害者も高齢者も弁護を経験していない回答者が多く選択していた。

私選で知的障害を有する被疑者・被告人の弁護を担当したいか否かをきいたところ、30名 (8.3%) の回答者が「ぜひ担当したい」「どちらかといえば担当したい」と回答しており、160名 (44.7%) の回答者が「担当してもいい」と回答している。一方で、「どちらかといえば担当したくない」「担当したくない」と回答したのは、101名 (26.6%) であった。

私選で弁護を担当したいか否かとこれまでの担当経験の有無との関連性をみた。その結果、国選での障害者の弁護担当の希望の程度と担当経験の有無に関連性は見られた ($\chi^2 (9) = 17.4$ 、 $p < .05m$)。つまり、これまでに障害者・高齢者の両方の弁護を経験したことがある回答者は「担当したい」と、障害者だけは「担当したい」「担当してもよい」と、高齢者だけでは「どちらともいえない」「担当したくない」と、障害者・高齢者の両方の弁護を経験したことがない回答者は「担当してもいい」「担当したくない」とやや多く回答していた。

表15 高齢障害弁護と私選で知的障害を有する被疑者・被告人の担当のクロス表

		私選で知的障害を有する被疑者・被告人の担当						合計	
		ぜひ担当したい	どちらかといえば担当したい	担当してもよい	どちらともいえない	どちらかといえば担当したくない	担当したくない		
高齢障害弁護	障害・高齢	度数	9	2	34	22	13	6	86
		総和の %	2.5%	0.6%	9.5%	6.1%	3.6%	1.7%	24.0%
		調整済み残差	3.9	-1.2	-1.1	1.9	-0.9	-1.0	
障害のみ	度数	2	3	27	7	7	2	48	
		総和の %	0.6%	0.8%	7.5%	2.0%	2.0%	0.6%	13.4%
		調整済み残差	.2	.5	1.7	-.8	-.7	-1.4	
高齢のみ	度数	1	5	44	25	25	11	111	
		総和の %	0.3%	1.4%	12.3%	7.0%	7.0%	3.1%	31.0%
		調整済み残差	-1.9	-.1	-1.3	1.2	1.3	.1	
障害・高齢なし	度数	1	7	55	13	21	16	113	
		総和の %	0.3%	2.0%	15.4%	3.6%	5.9%	4.5%	31.6%
		調整済み残差	-1.9	.9	1.0	-2.4	.0	1.9	
合計	度数	13	17	160	67	66	35	356	
	総和の %	3.6%	4.7%	44.7%	18.7%	18.4%	9.8%	100.0%	

「担当したくない」と回答した者にその理由をきいたところ、多く挙げられていたのが、「専門的知識がないから」と「手間がかかるから」であった。これらの理由とこれまでの弁護経験の関連性をみると、「手間がかかるから」では関連性が見られなかつたが ($\chi^2(3) = 2.47, n.s.$)、「専門的知識がないから」のほうでは関連性が見られ ($\chi^2(3) = 10.8, p < .05m$)、障害者の弁護だけを経験した回答者あるいは高齢者の弁護だけを経験した回答者がやや多く選択していた。

3.3.2. 高齢被疑者・被告人の刑事弁護

国選で高齢被疑者・被告人の弁護を担当したいか否かをきいたところ、39名 (10.7%) の回答者が「ぜひ担当したい」「どちらかといえば担当したい」と回答しており、213名 (58.5%) の回答者が「担当してもよい」と回答している。一方で、「どちらかといえば担当したくない」「担当したくない」と回答したのは、42名 (11.5%) であった。

国選で弁護を担当したいか否かとこれまでの担当経験の有無との関連性をみた。その結果、国選での高齢者の弁護担当の希望の程度と担当経験の有無に関連性は見られた ($\chi^2(9) = 18.2, p < .05m$)。つまり、これまでに障害者・高齢者の両方の弁護を経験したことがある回答者は「担当したい」と多く、障害者弁護だけ経験のあるものは「担当してもよい」と多く、高齢者弁護だけ経験したことがあるものは「たんとうしてもよい」「どちらともいえない」「担当したくない」がやや多く、障害者・高齢者の両方の弁護を経験したことがない回答者は「担当してもよい」「担当したくない」がやや多く回答していた。

表16 高齢障害弁護と国選で高齢被疑者・被告人の担当のクロス表

		国選で高齢被疑者・被告人の担当						合計	
		ぜひ担当したい	どちらかといえば担当したい	担当してもよい	どちらともいえない	どちらかといえば担当したくない	担当したくない		
高齢障害弁護	障害・高齢	度数	11	7	41	19	8	0	86
		総和の %	3.0%	1.9%	11.3%	5.2%	2.2%	0.0%	23.6%
		調整済み残差	4.3	.8	-2.3	.7	.4	-1.9	
障害のみ	度数	2	1	36	8	3	0	50	
		総和の %	0.5%	0.3%	9.9%	2.2%	0.8%	0.0%	13.7%
		調整済み残差	-.1	-1.4	2.1	-.7	-.6	-1.3	
高齢のみ	度数	2	6	67	24	11	4	114	
		総和の %	0.5%	1.6%	18.4%	6.6%	3.0%	1.1%	31.3%
		調整済み残差	-1.7	-.6	.1	.5	.7	.4	
障害・高齢なし	度数	1	9	69	20	8	7	114	
		総和の %	0.3%	2.5%	19.0%	5.5%	2.2%	1.9%	31.3%
		調整済み残差	-2.2	.8	.5	-.6	-.6	2.3	
合計	度数	16	23	213	71	30	11	364	
	総和の %	4.4%	6.3%	58.5%	19.5%	8.2%	3.0%	100.0%	

「担当したくない」と回答した者にその理由をきいたところ、多く挙げられていたのが、「時間がかかるから」、「専門的知識がないから」、「手間がかかるから」であった。これらの理由とこれまでの弁護経験の関連性をみると、それぞれに関連性が見られた。「時間がか

かるから」 ($\chi^2 (3) = 8.0$, $p < .05m$) は、障害者の弁護だけを経験した回答者あるいは高齢者の弁護だけを経験した回答者がやや多く選択しており、「専門的知識がないから」 ($\chi^2 (3) = 10.1$, $p < .05m$) と「手間がかかるから」 ($\chi^2 (3) = 11.8$, $p < .05m$) は、高齢者の弁護だけを経験した回答者が多く選択していた。

私選で高齢被疑者・被告人の弁護を担当したいか否かをきいたところ、33名 (9.2%) の回答者が「ぜひ担当したい」「どちらかといえば担当したい」と回答しており、196名 (54.4%) の回答者が「担当してもよい」と回答している。一方で、「どちらかといえば担当したくない」「担当したくない」と回答したのは、57名 (15.8%) であった。

私選で弁護を担当したいか否かとこれまでの担当経験の有無との関連性をみた。その結果、国選での高齢者の弁護担当の希望の程度と担当経験の有無に関連性は見られなかった ($\chi^2 (9) = 12.1$, n.s.)。

「担当したくない」と回答した者にその理由をきいたところ、多く挙げられていたのが、「時間がかかるから」、「専門的知識がないから」と「手間がかかるから」であった。これらの理由とこれまでの弁護経験の関連性をみたが、弁護経験との関連性はみられなかった。

3.3.3. 知的障害を有する被疑者・被告人や高齢被疑者・被告人の刑事弁護に必要な事項

今後、知的障害を有する被疑者・被告人や高齢被疑者・被告人の刑事弁護に必要な事項と考えられる5点についてきいている。

知的障害を有する被疑者・被告人の刑事弁護に関しては、5つの項目すべてについて必要であると回答する者が大多数を占めていた（「専門弁護士の育成」247名 (65.2%)、「判決前調査（に類似した）制度の導入」297名 (78.3%)、「弁護士に対する、知的障害者の特性に関する知識、研修」338名 (89.2%)、「弁護士に対する、知的障害者の福祉に関する知識、研修」347名 (91.6%)、「知的障害者を弁護した際に、弁護料の加算に関する制度整備」277名 (73.1%)）。

ただし、「専門弁護士の育成」と「判決前調査制度の導入」と「弁護士に対する、知的障害者の特性に関する知識、研修」については、これまでの弁護経験との関連性が見られた。まず、「専門弁護士の育成」 ($\chi^2 (9) = 22.3$, $p < .01m$) では、障害者・高齢者の弁護経験があるものは「非常に必要である」と、高齢者のみの弁護経験の者やいずれの経験のない者は「必要であると思う」と多く回答していたが、障害者の弁護しか経験のないものは「あまり必要と思わない」に多く回答をしていた。次に、「判決前調査制度の導入」 ($\chi^2 (9) = 23.9$, $p < .05$) では、障害者の弁護しか経験のないものは「非常に必要である」と、障害者・高齢者の弁護経験があるものやいずれの経験のない者は「必要であると思う」と多く回答していたが、高齢者のみの弁護経験の者は「あまり必要と思わない」に多く回答をしていた。「弁護士に対する、知的障害者の特性に関する知識、研修」 ($\chi^2 (9) = 19.2$, $p < .05$) では、障害者・高齢者の弁護経験があるものが「あまり必要と思わない」と「非常に必要である」をやや多く回答していたが、障害者の弁護しか経験のないものは「非常に必要で

ある」と、高齢者のみの弁護経験の者やいずれの経験のない者は「必要であると思う」と多く回答していた。

高齢被疑者・被告人の刑事弁護に関しては、「弁護士に対する、高齢者の特性に関する知識、研修」295名（77.8%）や「弁護士に対する、高齢者の福祉に関する知識、研修」333名（87.8%）については、必要であると回答する者が大多数を占めていた。「判決前調査（に類似した）制度の導入」192名（50.7%）、「高齢者を弁護した際に、弁護料の加算に関する制度整備」219名（57.8%）については半数の者が、「専門弁護士の育成」126名（33.3%）については3割の者が必要であると回答した。これまでの弁護経験との関連性はなかった。

また、回答者が所属している委員会を、「刑事弁護委員会」と「高齢・障がい委員会」の両方に所属している、「高齢・障がい委員会」に所属している、「刑事弁護委員会」に所属している、「刑事弁護委員会」と「高齢・障がい委員会」のいずれにも所属していないの4つに分類し、今後、どのような制度を必要としているかとの関連性を見た。その結果、知的障害者、高齢者のいずれにおいても、「判決前調査（に類似した）制度の導入」において関連性が見られた。知的障害を有する被疑者・被告人では（ $\chi^2(9) = 19.7$ 、 $p < .05$ ）、刑事弁護委員会」と「高齢・障がい委員会」の両方に所属している回答者は「非常に必要である」と多く回答し、「高齢・障がい委員会」に所属している回答者は「必要である」と多く回答し、「刑事弁護委員会」に所属している回答者は「あまり必要でない」と多く回答し、「刑事弁護委員会」と「高齢・障がい委員会」のいずれにも所属していない回答者は「まったく必要ではない」と多く回答していた。高齢被疑者・被告人の場合は、刑事弁護委員会」と「高齢・障がい委員会」の両方に所属している回答者と「刑事弁護委員会」と「高齢・障がい委員会」のいずれにも所属していない回答者は、知的障害の場合と同様の傾向であったが、「高齢・障がい委員会」に所属している回答者は「あまり必要ではない」と多く回答し、「刑事弁護委員会」に所属している回答者は「必要である」と多く回答していた。

3.4. 弁護人は知的障害を有する被疑者・被告人に気づかなかいか

過去1年間の知的障害者の刑事弁護経験の有無では、379名のうち国選と私選を含めて障害者の弁護を担当したことがあるという弁護士は140名（36.9%）であり、残りの239名の回答者は担当したことがないとしていた。

各回答者の依頼人を確認することはできない。ただ、「今から考えた場合、あなたが担当された被疑者・被告人の知的障害の程度を、あなたはどの程度認識できていたと思いますか」とたずねた結果、101名（26.6%）が「おおむね認識できていた」と、78名（20.6%）が「半分程度は認識できていた」と、115名（30.3%）が「あまり認識できていなかった」と、69名（18.2%）が「わからない」と回答している。

この被疑者・被告人の障害の認識程度は、過去1年間の障害者弁護の経験の有無や年齢と関連性がある。障害者弁護の有無の関連性（ $\chi^2(3) = 18.7$ 、 $p < .01$ ）では、障害者弁護の経験がある回答者は障害を「おおむね認識できていた」とする回答が多く選択していた。

また、年齢の関連性 ($\chi^2 (12) = 28.5$, $p < .01m$) では、20 歳代や 30 歳代の年齢が若い層では「あまり認識できなかった」「わからない」を多く選択しており、50 歳代や 60 歳以上では「おおよそ認識できていた」「半分程度は認識できていた」を多く選択していた。なお、この 2 つは回答者が所属している委員会との関連性がみられる。障害者弁護の経験の有無はすでに前述したとおりであるが、年齢と委員会の関連性 ($\chi^2 (12) = 21.6$, $p < .05$) では、20 歳代や 30 歳代の層は刑事弁護委員会と高齢者委員会両方に属している回答者が刑事弁護委員会に属している回答者が多く、40 歳代、50 歳代、60 歳以上では高齢・障がい者委員会に属している回答者が多かった。

また、被疑者・被告人の特徴として 20 項目を挙げて、過去 1 年間に担当した際の経験や感想がどの程度あったかをきいている。そして、20 項目中 3 項目以上に該当する者が何名いたかをきいている。

被疑者・被告人の障害の認識程度と被疑者・被告人の特徴の間に関連性が見られたのは、「取調べ中に、事実でないことにも認める発言をするなど誘導されやすかった」 ($\chi^2 (6) = 12.8$, $p < .05$)、「犯行時刻等を時間の順序に従って説明することが難しかった」 ($\chi^2 (6) = 14.0$, $p < .05$)、「質問と答えがかみ合わないなどコミュニケーションが成立しなかった」 ($\chi^2 (6) = 14.7$, $p < .05m$)、「字の読み書きができなかった」 ($\chi^2 (6) = 16.9$, $p < .01m$)、「弁護人の役割や裁判の意味等を理解していなかった」 ($\chi^2 (6) = 14.9$, $p < .05m$) の 4 項目であった。

関連性があった項目ごとに、どのようなところに関連性が見いだせるのかを検討した。その結果、「取調べ中に、事実でないことにも認める発言をするなど誘導されやすかった」では、被疑者・被告人の障害を「おおむね認識できていた」「わからなかった」とした回答者は、「なし」を多く選択し、「半分程度認識できていた」とした回答者は「ややあり」「非常にあり」を多く選択し、「あまり認識できていなかった」とした回答者は「ややあり」を多く選択していた。また、「犯行時刻等を時間の順序に従って説明することが難しかった」では、被疑者・被告人の障害を「おおむね認識できていた」とした回答者は、「なし」を多く選択し、「半分程度認識できていた」「あまり認識できていなかった」「わからなかった」とした回答者は「ややあり」「非常にあり」を選択していた。また、「質問と答えがかみ合わないなどコミュニケーションが成立しなかった」では、被疑者・被告人の障害を「おおむね認識できていた」とした回答者は、「なし」を多く選択し、「半分程度認識できていた」とした回答者は「ややあり」「非常にあり」を選択していた。また、「字の読み書きができなかった」では、被疑者・被告人の障害を「おおむね認識できていた」「あまり認識できていなかった」とした回答者は、「なし」と「非常にあり」を選択し、「半分程度認識できていた」とした回答者は「ややあり」を多く選択し、「わからなかった」とした回答者は「なし」「ややあり」を多く選択していた。

これらの 4 項目は、知的障害者とやり取りするうえで、メルクマークになるような指標

である。にもかかわらず、「おおむね認識できていた」とする回答者は、このような特徴がなかったと回答する傾向が強かった。これは、障害の認識の程度を尋ねる上で、刑務所に知的障害を有する受刑者が 25%いることを示唆していたことに起因する可能性がある。つまり、実際はなかなか被疑者・被告人の障害を認識できていなかったにもかかわらず、刑務所内に 20%の受刑者が知的障害を有している現状を示されると認識できていたとしてしまった回答者が少なからずいた可能性はある。

さらに、障害を有する被疑者・被告人の弁護経験の有無と被疑者・被告人の特徴の関連性をみると、「記憶があいまいであった」、「自己評価が低かった」、「同じ犯罪を繰り返してしまっていた」の 3 項目以外で関連性がみられ、障害を有する被疑者・被告人の弁護を経験したことがあるとした回答者のほう、「ややあり」「非常にあり」を多く選択している。ただし、表 17 をみるとわかるように、経験がないとする回答者でも各項目において、「ややあり」「非常にあり」を選択している回答者がいることがわかる。また、20 項目のうち 3 つ以上の特徴をもつ被疑者・被告人がいたか否かをきいたところ、障害者の弁護経験がないとしていた回答者のうち 157 名 (65.7%) が 20 項目のうち 3 つ以上の特徴をもつ被疑者・被告人がいたと回答している。

被疑者・被告人のなかには、知的障害を有する者がいることは理解されていても、現実の知的障害の特徴を把握できていないため、実際の弁護活動のなかでは見過ごされている可能性は高いと考えられる。

表17 障害弁護の経験の有無と被疑者・被告人の特徴

	① どんな質問にも「はい」と言ってしまう迎合的傾向があった。			合計
	なし	ややあり	非常にあり	
障害者弁護経験あり 度数	33	83	19	135
	9.3%	23.3%	5.3%	37.9%
障害者弁護経験なし 度数	105	108	8	221
	29.5%	30.3%	2.2%	62.1%
合計 度数	138	191	27	356
	38.8%	53.7%	7.6%	100.0%
	⑦ わかっていないこともわかっていると言ってしまう。			合計
	なし	ややあり	非常にあり	
障害者弁護経験あり 度数	46	68	18	132
	13.0%	19.3%	5.1%	37.4%
障害者弁護経験なし 度数	104	110	7	221
	29.5%	31.2%	2.0%	62.6%
合計 度数	150	178	25	353
	42.5%	50.4%	7.1%	100.0%
	⑧ 犯行時刻等を時間の順序に従って説明することが難しかった。			合計
	なし	ややあり	非常にあり	
障害者弁護経験あり 度数	42	72	20	134
	11.8%	20.3%	5.6%	37.7%
障害者弁護経験なし 度数	111	97	13	221
	31.3%	27.3%	3.7%	62.3%
合計 度数	153	169	33	355
	43.1%	47.6%	9.3%	100.0%

		⑪ 質問と答えがかみ合わないなどコミュニケーションが成立しなかった。			合計
		なし	ややあり	非常にあり	
障害者弁護経験あり	度数	31	84	18	133
	総和の %	8.8%	23.7%	5.1%	37.6%
障害者弁護経験なし	度数	138	77	6	221
	総和の %	39.0%	21.8%	1.7%	62.4%
合計	度数	169	161	24	354
	総和の %	47.7%	45.5%	6.8%	100.0%

		⑫ 弁護人の役割や裁判の意味等を理解していなかった。			合計
		なし	ややあり	非常にあり	
障害者弁護経験あり	度数	71	50	11	132
	総和の %	20.1%	14.2%	3.1%	37.4%
障害者弁護経験なし	度数	168	49	4	221
	総和の %	47.6%	13.9%	1.1%	62.6%
合計	度数	239	99	15	353
	総和の %	67.7%	28.0%	4.2%	100.0%

4.まとめ

知的障害を有する被疑者・被告人の刑事弁護において、まず指摘しておかなければならぬのは、やはり知的障害を有していることに気づかれずに、健全者として刑事裁判を受けている者は少なくないということである。本調査では、知的障害を有する被疑者・被告人の刑事弁護の経験の有無をたずねているが、経験があるとするのは弁護活動のなかで知的障害を有していることを認識した場合である。認識できなかった場合、その被疑者・被告人は健全者となってしまっている。

過去1年間の被疑者・被告人の特徴をたずねているが、知的障害を有する者の刑事弁護の経験がないと回答した者でも、知的障害の兆候を示す被疑者・被告人には出会っていることが示された。また、最近の刑務所内に知的障害を有する受刑者が25%程度いることについても回答者は理解していた可能性はある。しかし、自らの前に実際に現れる被疑者・被告人たちの困難さと知的障害がなかなか結びつかないことが示唆される。

被疑者・被告人が知的障害を有していることを認識した場合も、その後の裁判過程は難しい。多くの回答者は、被疑者・被告人の言動から判断しているという。その経験に裏打ちされた気づきは非常に重要ではあるが、具体的にどの程度のどのような障害があるのかは、起訴や公判までの期間を考えると、なかなか明らかにできていないようである。多くの回答者は、福祉的な支援の必要性を重視した弁護活動をおこなっている。しかし、裁判の結果との関係で考えるとあまり実っていない。これまで指摘されているように、実刑を回避している場合は示談が成立していることが多く、成立しない場合は実刑を免れていない。また、精神鑑定を求める、あるいは他の弁護士に相談するといった方針を取らざるを得ないような場合は実刑を回避しにくいようである。さらに、福祉的な支援を主張することは実刑であるかどうかには関連がないという結果になった。これは、示談のように、実刑を回避する事由として、福祉的な支援が法廷でまだ認められていないことを改めて浮き彫りにしたと言える。

このような福祉的な支援が裁判結果と関連性がないのは、高齢被疑者・被告人の場合も同じである。高齢被疑者・被告人が実刑を回避できるのは、引受人となる家族や親族がいて、帰る場所（住居）があり、示談が成立している場合である。つまり、高齢被疑者・被告人においては、家族や親族といった要素が最も重要であり、それがない場合は福祉的支援を示すということになっている。

以上の点から、第一に、弁護士、検察官、裁判官の法曹三者やまた捜査を直接担当する警察、あるいは社会福祉士への実務研修が必要である。現在は、被疑者・被告人に対しては、警察・検察の捜査機関による犯罪に対するアセスメントが行われているだけであって、少年事件における社会調査のような本人の特性や背景のアセスメントは行われていない。それは、弁護士や裁判官も同様であろう。そこで、警察・検察に対して、知的障害者や高齢者がおかれている社会的状況やそれぞれの特性を理解する研修を行う必要性がある。また、捜査段階において簡易に用いられる社会性や心理特性を測れるスクリーニング・ツールを利用して、司法手続きの早期の段階から社会福祉との連携を図るべきであろう。そして、社会福祉側は、警察や検察や弁護士からの要請にこたえるべく社会的アセスメント力の向上や支援ネットワークの形成を図るべきであろう。将来的には、イギリスの児童虐待対応にみられるような警察とソーシャル・ワーカーの協働体制（Working Together Act）の構築が求められると考える。

第二に、公判段階の問題である。知的障害を有する被疑者・被告人や高齢被疑者・被告人を担当した回答者からの指摘も多かったが、障害を有することや高齢であることが量刑判断に反映されていないこと、保護観察制度の問題などである。これらは法改正あるいは特別法を立法することなどが必要であり、用意には進まない。しかし、少なくとも減刑事由として「社会的弱者」ということを考慮に入れる必要がある。そして、少年事件における社会調査を公的に実施し、その調査結果に基づく福祉的更生計画を作成し、社会内処遇を進めることが必要であろう。つまり、一定の期間、法的拘束力が発生した状態で、社会内での生活基盤や人間関係の再構築を図ることにより、再犯を防止することが可能であろう。

「福祉施設の支援の現状と可能性に関する研」

研究分担者：小林繁市（社会福祉法人 北海道社会福祉事業団 参与）

A. 研究目的

先行研究厚生労働省研究「触法障害者の地域生活移行に関する研究（平成18－20年）」とその政策的反映を踏まえ、本研究の目的は、触法・被疑者となった高齢・障害者に対する障害者福祉施設などにおける支援の現状と可能性について調査研究し、今後の体制整備と連携システムに関する政策的検討に資することにある。

B. 研究方法

小林グループ平成23年度研究は、2つの調査研究よりなっている。

- ① モデル的な支援施設及び地域支援システムに関する調査報告
- ② デンマークにおける触法知的障害者の支援に関する調査研究報告

（倫理面への配慮）

モデル事業による支援や、アンケート情報、事例研究等における個人情報の取り扱いについて次のとおり厳格に管理する。

1. 個人情報は、本研究の研究代表者と研究分担者及び事前に名簿を提出した研究協力者・研究助言者（以下「関係者」という）に限って閲覧・分析可能とすること。
2. 個人情報は、本研究の目的以外の目的で利用しないこと。
3. 個人情報を電子情報の形にした場合は、ファイルにパスワードを設定し、関係者以外の者が閲覧できないようにすること。
4. 上記3の電子情報を扱うパソコン等は、インターネットに接続した状態で使用せず、コンピューターウィルスに情報流出を防止する措置を講ずること。
5. 紙媒体による個人情報は、むやみに複写をとらず、関係者以外の者には閲覧させない。
6. 個人情報を利用した研究成果を公表する場合は、個人が特定されることのないように配慮すること。

7. 研究を終了したときは、個人情報を慎重な手続きですみやかに廃棄すること。
8. 研究分担者は、本要領及び研究分担者が定める個人情報の保管・管理上の規定について、関係者に周知徹底を図ること。

C. 研究結果

1. モデル的な支援施設及び地域支援システムに関する調査報告

① 研究の概要

本調査の目的は、触法知的障害者へのモデル的な支援施設及び地域支援システムを調査し、支援の内容や自立支援体制について、また地域生活定着支援センター・司法・福祉の連携地域システム構築に関する内容と手法、地域生活定着支援センターの機能強化や特別調整等の改善充実の対策について明らかにし、触法知的障害者の支援の向上と地域支援体制の整備に資するとともに、触法知的障害者の刑事司法の見直しと福祉的支援による自立更生支援について検討する

調査研究の方法は、平成22年度の日本知的障害者福祉協会の居住系事業における触法知的障害者の支援に関する実態調査の結果から、触法知的障害者へのモデル的な支援施設及び地域支援システムを抽出し、訪問調査等によってモデル的施設、地域システムの内容、体制、特徴等についてまとめる。

抽出対象の基準はつぎのとおりである。

①モデル的な支援を行っている事業所（4カ所）、多数の触法知的障害者の受入をしている事業所（18カ所）、触法障害者の支援に特化している又は事業化している施設（1カ所）、である。

②触法知的障害者の支援に関するモデル的支援体制を整備している地域。地域における司法と福祉施設関係機関・団体等のモデル的機能連携、地域生活定着支援センター事業受託における県知的障害者福祉協会の主導的取り組み等である。

調査対象は、平成22年度実態調査結果における多数支援事業所及び特化型支援事業所、支援体制が整備された対象地域の22事業所を予備調査を実施し、その結果、下

記の対象障害者施設と地域定着支援センター等による地域システムを取り上げる。また、児童福祉施設の児童自立支援施設武蔵野学院を福祉施設における触法障害者支援の検討の参考モデルとして取りあげた。

- ・ 千葉県 千葉県知的障害者福祉協会による千葉県地域生活定着支援センター支援事業
千葉県啓佑会ふる里学舎における多数受入の連携体制と地域自立支援
- ・ 兵庫県 兵庫県地域生活定着支援センターと 10 圏域受入協力事業所指定事業
兵庫県知的障害者福祉協会を基盤とした触法知的障害者支援体制
- ・ 大阪府 出所者支援ネットワーク組織を基盤にした大阪府立地域生活定着支援センター
社会的関係がいき支え支援特化型施設 大阪府立砂川厚生福祉センターつばさ
- ・ 香川県 香川県地域生活定着支援センターと香川県知的障害者福祉協会の受入協定システム
香川県ふじみ園における施設機能としての触法障害者の支援
- ・ 埼玉県 埼玉県地域生活定着支援センター4 圏域ブランチシステム
埼玉県知的障害者福祉協会会員施設による圏域地域生活定着支援センター配置の多機能性
- ・ 高知県 光の村における生涯教育と地域生活支援
- ・ 北海道 北海道地域生活定着支援センターの複数設置
多数受入施設と地域ネットワーク
- ・ 国立武蔵野学院 非行児の児童福祉施設 児童自立施設における知的障害・発達障害の支援

② 千葉県における知的障害者福祉協会を核とした支援システムとモデル的支援施設

千葉県における知的障害者福祉協会を核とした地域生活定着支援センターとモデル的支援施設を報告する。

千葉県地域生活定着支援センター

受託者「特定非営利活動法人生活サポート千葉」（千葉市）、10年7月受託運営

千葉県地域生活定着支援センターの特質は、千葉県知的障害者福祉協会が、地域生活定着支援センター受託運営する事業組織として、「特定非営利活動法人生活サポート千葉」を設置し事業受託したことにある。

千葉県知的障害者福祉協会は、同事業を協会の三事業

のうちの一つに位置づけている。千葉県地域生活定着支援センターの協会事業組織における位置づけは次の通りである。

「3>特定非営利活動法人生活サポート千葉

特定非営利活動法人生活サポート千葉は、千葉県知的障害者福祉協会と連携し以下の事業を行う。

(1) 地域生活定着支援センター事業の受託運営

障害又は高齢を有し、福祉的支援を必要とする矯正施設退所者に対して、福祉サービスにつなげるための準備、支援を行い、その社会復帰を推進することに関すること。

(2) その他必要に応じて設置する事業

(3) 特定非営利活動法人生活サポート千葉の理事等役員は、千葉県知的障害者福祉協会理事会において推薦する。」（千葉県知的障害者福祉協会ホームページ）

【連携体制】

千葉県地域生活定着支援センターの運営と連携体制は、3 部門からなっている。関係機関会議は行政事業所管機関の会議、千葉県地域生活定着支援センターネットワーク会議は支援に関する機関・団体の会議、合同支援会議・ケース会議は刑務所、福祉や医療、居住等の支援対象者の支援調整関係機関・事業者等の実務者会議である。また、千葉県の挑戦として一見落とさない、見過ごさない、見捨てないを標語にした、中核地域生活支援センターによる全県的地域総合的相談支援システムが構築されている。これらの既設基本システムとリンクしたネットワークの機動性が注目される。

<関係機関会議>

千葉県障害福祉課・高齢福祉課・介護保険課・健康福祉指導課・生活保護課、千葉市障害者自立支援課・援護課、千葉刑務所・更生保護施設帰生会、千葉県保護観察所、NPO法人生活サポート千葉、定着支援センター

<千葉県地域生活定着支援センターネットワーク会議>：

千葉県弁護士会、中央地区保護士会、就労支援事業者 機構、千葉県及び千葉市障害者相談支援センター、中核地域生活支援センター、相談支援事業所、日本大学法学部、千葉県保護観察所、NPO法人生活サポート千葉、定着支援センター

<合同支援会議・ケース会議>

障害福祉課、生活保護課、法テラス、特別支援学校、児童相談所、中核地域生活支援センター、相談支援事業所、病院（医師・看護師・MSW）、リハビリテーショ

ンセンター、保健所、就労・生活支援センター、障害者支援施設、刑務所、医療少年院、ホームレス支援団体、自立準備ホーム、千葉 保護観察所、他県定着支援センターなど。

<千葉県における中核地域生活支援センター>

千葉県における支援の連携体制において、県内 13か所に設置している千葉県中核地域生活支援センターの役割も重要である。対象者を特定せず、24時間 365 日の体制で、福祉サービスのコーディネートや福祉の総合相談、権利擁護などを行っている。このため、地域に密着した圏域の中核地域生活支援センターが、触法や刑余者の問題も円滑に相談できるネットワークを有している。県中核地域生活支援センターの具体的な内容と特徴について、次のような 7つの位置づけをしている。

- ① 福祉・生活、「なんでも」相談
- ② 高齢者・児童・障害者は言うに及ばず、県民「誰でも対応」
- ③ 24 時間 365 日、「いつでも」
- ④ ベースは個別の相談事業、必然的に地域づくりへと向かう。必要に応じて資源をつくり、ネットワークを立ち上げる。
- ⑤ 問題を抱えている人を独りぼっちにしない。最後まで寄り添う。(個別の支援は 関係者との協力で行われるが、問題が解決するまで見届ける。)
- ⑥ 連絡調整会議 県と中核センターが共同で地域のことを考える。(県の健康福祉センターが主催、中核地域生活支援センターが主導的に運営する。)
- ⑦ 運営 会議 自分たちの地域は、自分たちでつくる。

【千葉県地域生活定着支援センターの支援における視点と支援における知見】

- ・ 事例 保護されても失踪し続けたホームレス
30代男性、3歳児童養護施設入所、小中特別支援学級卒業、15歳住み込み就職、厳しさに絶えられず逃げ出す。

18歳新たな住み込みの就職、22歳母が預金と本人を引き取りに来て転居、一年後母は行方不明、24歳他県に転居届がだされており実態無く職権消除される。B市に帰り窃盗累犯による服役を重ねる。ホームレス生活 10 年の間、無料低額宿泊所、民間シェルター等に保護されるが、すぐに失踪する。

刑務所で面会、吃音あり「B市で、みんなと暮らしたい」の意向、関係者ケース会議で、入所施設、グループホーム、ショートステイ、生活保護の協議するが、空き

がない、支援してもすぐに失踪の過去があり決まらず。児童養護施設の好きだったC先生を訪問し状況を把握。優しく生き生きと皆から愛されていた時期があった。

「支援プラン」

B市での受け入れ準備ができるまで、他市で生活を整える。

- ① とりあえずの住居を民間シェルターに置き、住所設定をする。
- ② 通所施設を体験利用し、好きな仕事ができるようにする。
- ③ 生活保護、療育手帳、障害福祉サービス、障害基礎年金申請を支援する。
- ④ 余暇の支援(休日の外出・外食など)はボランティアを活用する。

「結果」

すぐに失踪するだろうと、思っていたAさんは、帰りたい地域ではないが、住居を得て、施設に通い、仲間を得て、草花や野菜を育て始めた。硬かった表情も徐々に柔らかくなった。そして 2か月後、「もう B市に帰れなくても良い」といった。今は失踪することもなく、おだやかに暮らしている。

何度も保護されながら疾走し続けたホームレスの Aさん、無口な Aさんは、笑顔と態度でいちばん大切なことを教えてくれた。「人は屋根があり食べ物があるだけでは生きられない」

「支援の課題」

*貧困やネグレクトの根本的な原因を社会の中に探しつくす。

- ・ 社会福祉法人や N P O 法人が運営する福祉事業所などの受け入れ先を増やしていく。(住居確保)
- ・ 罪をつぐなって地域で暮らそうとする人に偏見を持たずに支援する「スキルをもった支援者」を増やしていく。(支援者養成)

*身寄りがない、人とのつながりを無くして累犯する障害者をチームで支え再犯を防ぐためには、地域の社会資源との真に実りある連携が求めること。

「多くのことが教えてくれたこと」

- ・ 地域の帰る場所を失なった人は、地域に戻ることが難しい。知的障害があると一層自力では困難である。
- ・ 「罪を犯した障害者」は特別な人ではない。「支援